

受付印

整理番号 事務所 法人番号 申告区分	年 月 日 申告年月日 年 月 日	通信年月日 通信日付印 確認印	鳥取県 部県税事務所長 殿
解散法人の所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	従前の事業種目	資本金の額又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)	
解散法人の名称 (ふりがな)	資本金等の額	清算人自署押印 経理責任者自署押印	

第九号様式(提出用)

年 月 日 解散の 道府県民税 事業税 地方法人特別税 残余財産分配等予納の清算確定 (修正) 申告書

事業税				道府県民税										
清算所得金額の総額	⑲	兆	十億	百万	千	円	法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆	十億	百万	千	円	
課税標準となる清算所得金額	⑳				0	0	法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	②						
事業税額 (⑳ × $\frac{1}{100}$)	㉑				0	0	課税標準となる法人税額 ①+②	③				0	0	
既に納付の確定した所得割額	清算中の各事業年度分					0	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	④				0	0	
	一部の分配又は引渡し分					0	法人税割額 (③又は④ × $\frac{1}{100}$)	⑤						
						0	利子割額の控除額 (控除した金額 ②)	⑥						
						0	差引法人税割額 ⑤-⑥	⑦					0	
	計	⑳				0	既に納付の確定した法人税割額						0	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額		㉑				0	計	⑧					0	
この申告により納付すべき事業税額 ⑲-⑳-㉑		㉒				0	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	⑨					0	
地方法人特別税														
課税標準となる事業税額	㉓	兆	十億	百万	千	円	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (㉔)	⑩					0	
地方法人特別税額 (㉓ × $\frac{1}{100}$)	㉔					0	この申告により納付すべき法人税割額 ⑦-⑧-⑨+⑩	⑪					0	
既に納付の確定した地方法人特別税額	清算中の各事業年度分					0	均等割 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑫						
	一部の分配又は引渡し分					0	円 × $\frac{⑫}{12}$	⑬		兆	十億	百万	千	円
						0	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭						0
						0	この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑭	⑮						0
	計	㉕				0	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑪+⑮	⑯						0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額		㉖				0	東京都に申告する 特別区分の課税標準額	⑰					0	
この申告により納付すべき地方法人特別税額 ㉕-㉖-㉗		㉗				0	同上に対する税額 ⑰ × $\frac{1}{100}$	⑱						
解散登記の日	年 月 日			市町村分の課税標準額				⑲				0		
残余財産確定の日	年 月 日			同上に対する税額 ⑲ × $\frac{1}{100}$				⑳						
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日		年 月 日			利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない									
利子割額に算	利子割額 (控除されるべき額)	㉘	兆	十億	百万	千	円	還付額	㉙	兆	十億	百万	千	円
	控除した金額 (⑤と㉘のうち少ない額)	㉚					控除額	㉚						
	控除することができなかった金額 ㉘-㉚	㉛						請求	㉛					
	既に還付を請求した利子割額	㉜						銀行 支店						
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉜-㉛ (⑩)	㉝						口座番号 (普通・当座)						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		㉞					関与税理士署名押印							
												(電話)		

第9号様式記載要領

- 1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。以下この記載要領において同じ。）をした法人が残余財産分配等予納申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第5項又は同法第72条の30の規定による申告）若しくは清算確定申告（同法第53条第5項又は同法第72条の31の規定による申告）をする場合又はこれらに係る修正申告（同法第53条第27項若しくは同条第28項又は同法第72条の33の規定による申告）をする場合に使用します。
なお、地方法人特別税は、平成20年10月1日以後の解散による清算所得に適用されます。
- 2 ※印欄は、記載しないでください。
- 3 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」の欄は、残余財産の確定した日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。
- 4 「残余財産分配等予納申告書、清算確定」は、当該項目以外は＝線で消してください。修正申告の場合は、（修正）に○印を付してください。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 7 ①の欄は、法人税の申告書（別表20(2)）の7の欄の金額（同額の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載します。
- 8 ②の欄は、法人税の申告書（別表20(2)）の29の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。
- 9 ④の欄は、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。
- 10 ⑤の欄は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は③の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は④の欄の金額に税率を乗じて計算します。
- 11 ⑥の欄は、②の欄の額を記載します。
- 12 既に納付の確定した法人税割額の「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告の場合に当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が法人税の残余財産分配等予納申告に基づく申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。
- 13 ⑩の欄は、⑤の欄の100円未満の端数を切り捨てた額を記載します。
- 14 「均等割額」の欄は、法人税の清算確定申告書による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載します。
- 15 ⑫の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
- 16 ⑪又は⑮の欄の金額に△印を付した場合における⑯の欄の計算については、⑪又は⑮の欄を零として計算します。
- 17 ⑳①の欄は、第6号様式別表4の4の「計5」の③の欄及び第9号の2様式の「合計⑳④」の欄と同じ金額を記載します。
- 18 ㉒及び㉓欄は清算確定申告に係る修正申告の場合のみ使用します。㉒の欄はこの申告の直前の申告等における控除することができなかった利子割額を記載します。
- 19 ㉔の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載してください。
- 20 利子割額のうち法人税割額から控除することができなかった金額について、均等割に充当を希望する場合は「希望する」欄に、充当を希望しない場合は「希望しない」欄にそれぞれチェックしてください。
なお、当該対象法人に未納に係る地方公共団体の徴収金がある場合、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。
- 21 ㉗の欄は、平成22年旧地方税法第53条第25項又は同法第72条の31第4項の規定による還付を受けようとする場合において、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）第1条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法施行令」という。）第9条の2又は同令第29条の規定による請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、⑪又は⑮の欄の△印を付した額と㉒の欄に記載した事業税額及び㉙の欄に記載した地方法人特別税額との合計額と同額になります。
- 22 ㉘の欄は、平成22年旧地方税法第53条第46項の規定により還付を受けようとする場合において、平成22年旧地方税法施行令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、以下のとおりです。
 - (1) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望する」とした場合 均等割に充当される額を控除した後の額（㉓の欄の額から⑮の欄の額を控除した金額となります。）を記入してください。
 - (2) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望しない」とした場合 ㉓の欄に記載した金額と同額になります。
- 23 ㉚の欄は次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。
 - (1) 残余財産分配等予納申告の場合 法人税の明細書（別表20(3)）の8の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）
 - (2) 清算確定申告の場合 法人税の明細書（別表20(3)）の39の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）
- 24 ㉝の欄は「事業税額㉝」の欄の金額を記載してください。
- 25 ㉞の欄の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。